

「こどもの最善の利益」を求める

1 子どもの最善の利益のために ・児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

・児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

2 社会全体で子どもを育む・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養育の基本理念はこれである。

「子どもが親などとの愛着関係を失うこと」2022年WHO（世界保健機関）の国際疾病分類第11回改訂（ICD-11）では、子どもの健康状態に影響を与える要因の一つとして「子どもが親などとの愛情ある関係を失うこと」（Loss of love relationship in childhood）が明記されています。

このように愛着関係者との引き離しが、子どもの健康を害する大変リスクダメージの高い行為であることとするならば、児童相談所における子どもの連れ去り行為、強引な引き離しは、精神的暴力として児童虐待になり得るものとして考えられます。

しかし、「子どもの連れ去り、愛着関係者からの引き離し」が子どもの健康を害することを児童相談所は意識していないようです。

また、内閣府「政府広報オンライン」ではDV行為に「家族や友人との関係を制限すること」（心理的攻撃）が明記されています。連れ去られる本人はもとより、兄弟、家族の面前で引き離され、その後の交流を制限されるのであればDVです。しかし、家族間ではないのでDVには当たりませんが、児童相談所が行なっている行為は同様です。DVとは「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味であることからすると、強引な連れ去りは明らかな児童相談所の暴力です。更に子どもは、引き離され自分自身が精神的に苦しむだけでなく、引き離された養育者が苦しむ姿を目にすることで二重に傷つく事になるのです。

私たちは何を求めているのか、そこに立ち帰る必要があります。

児相相談所だけでなく、私たち里親も一緒に「こどもの最善の利益」を追求していきたいと考えています。

以上の調査結果と課題認識の提示をもって、国に対して、里親子が望まない形で実施された里親委託解除に関する実態調査を求めます。

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 殿

2023年11月9日

「里親家庭のあすを考える会」 代表 小橋川 学